

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月1日(月)午後1時30分から午後2時09分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 45(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	4番	加賀山 洋介
3番	大塚 武司	6番	鎌田 吉太郎
5番	門脇 忠男	8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
19番	松本 武雄	20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員(3名)

農業委員 2番 大島 博雅 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

18番 宮河 宣仁 19番 山口 一光

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第4号 諸証明について
報告第5号 農地法第4条・5条許可について
(令和7年2月17日～令和7年3月14日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による
農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長 二宮貴紀

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員23名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和7年4月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。
欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大島委員、清家委員が所用のため欠席です。また、松本委員が5分ほど遅れるということで連絡があったようですが、まだ来られていないですけれども、そういったことになっております。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に宮河委員、山口委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。
何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は13件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書6ページから7ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《早稲田委員》

113番について説明をいたします。先日、◇◇◇◇さんの方から私の方に相談がありまして、一応、書面等確認させていただきまして、問題ないと思いましたので、私の方は承認しております。以上です。

《小清水委員》

114番について説明いたします◇◇◇◇君は、新たに研修を終えまして農業を始めております。それですね、規模拡大ということで、◇◇◇◇さんの土地を借りるようになりました。◇◇◇◇君はもう、玉津の方で、主に農業をやっております。住所の方は喜佐方になっておりますが、今後、玉津の方に家を建てて引っ越すというふうな状況になっております。玉津のリーダーとして一生懸命頑張っていたというふうな状況でございます、何ら問題はないと思います。以上です。

《加賀山委員》

115番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子関係にあたります。補助事業申請のための、使用権の設定です。◇◇◇◇さんは、真面目に農業をされており、何ら問題はありません。

《土居委員》

116番について説明いたします。◇◇◇◇さんから◇◇◇◇さんへの所有権移転です。◇◇◇◇さん高齢で、隣の畑の◇◇◇◇さんが畑を作るようになりました。所有権移転になりました。息子さんも2人おられ、熱心に作業されております。問題ありません。

《河野秀雄委員》

失礼します。117番から120番について説明をいたします。まず、117番ですけど、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんから土地を借りてするようになってるんですけど、これ、補助事業の申請のために名義切り換えということで、何ら問題はないと思われまます。

118番ですけど、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの所の土地を、◇◇◇◇さんがもう、会社員をするということで、◇◇◇◇さんが全て所有権を移転するというので、何ら問題はありません。

119番なんですけど、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇さんの土地を借りるということなんですけど。これ、親子というよりも、叔父さんと甥という関係なんですけど。規模の拡大ということで、これから、ますますやっていかないけんことなんで、何ら問題

ないと思います。

120番なんですけど、これ、◇◇◇◇君、◇◇◇◇さんの畑を借りてモノレールを入れるということで、土地を借りるということになりました。経営拡大を目的とした貸借なので、問題はないと思われま

《上谷委員》

121番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、高齢のため耕作者を探しておりまして、近くの◇◇◇◇さんが経営拡大ということで、所有権の移転で話がまとまりました。◇◇◇◇さん、家族で経営をなされておりますので、熱心にされております。何ら問題ありません。

122番についてご説明します。まず、報告第3号83番で、◇◇◇◇さんとの使用貸借権の解約を行いまして、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんとの間で使用貸借権を設定するというこ

《松浦委員》

123番について説明したいと思います。◇◇◇◇さんが、もう耕作ができないということで耕作者を探して

《上甲委員》

124番について説明します。◇◇◇◇さんは大阪府在住で、農地の管理等できませんので、耕作者を探して

《山口委員》

125番を説明します。この案件は相続関係の案件でちょっと複雑なんです

◇◇◇◇さん、高齢ではありますが、これは、お母さん、このご兄弟のお母さんの名義になって

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月の申請は、老人介護施設が1件、資材置場が1件の申請でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。9ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《武内委員》

失礼いたします、33番、34番について説明をいたします。まず、33番でございますが、◇◇◇◇は、市内数ヶ所で介護事業を営んでおります。現在、認知症の方が入る施設が、申込者が多く対する施設がないということで、◇◇◇◇さんの土地をお借りしてそういった方の施設を建設しよう、という計画であります。

続きまして、34番でございますが、◇◇◇◇、こちらの方は土木業を営んでおります。現在、資材置き場として借りておる土地が、地主さんが売却するということで、他の土地を探しておりましたが、こちらの3件の方の土地を買い上げ資材置き場にする、という計画であります。

以上の2件につきましては、3月27日、会長をはじめ、関係者の方々と現地視察

を行った結果、周りに対する影響もないということで、問題はないと思います。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手を願います。

(挙 手 全 委 員)

挙手全委員でございます。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書10ページをご覧ください。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、11ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、田が14,918.00㎡、樹園地が44,299.00㎡、合計59,247.00㎡となっております。

この農用地利用集積等促進計画とは、いわゆる基盤法による利用権設定に代わるもので、令和7年4月以降、これまで基盤法によって利用権設定されていたものは基本的にこちらの促進計画へ移行すると考えております。

促進計画ではですね、全て間に、えひめ農林漁業振興機構、いわゆる中間管理機構が入ることとなっております。これまでも、基盤法による一括方式という形で時折議案が上がっておりましたが、その際は、土地の所有者から中間管理機構、そして中間管理機構から借り人、という議案の形式としておりましたが、今後この促進計画は全て間に中間管理機構が介在する形となりますので、議案書としては間の中間管理機構を省略した標記とさせていただきます。

なお、番号22、最後の案件ですが、これは既に機構が中間管理権を取得している農地について、権利の設定を受けていた耕作者が亡くなったため新たな耕作者に権利の設

定をしようとするものですので、一括方式とは別の表記とさせていただきます。

今回、令和6年度中に受付をしました議案に関してはですね、一連の番号で処理をさせていただきますでしたが、来年度、と言いますか令和7年度から、このような事例があった場合はですね、別ページ、別番号で処理しようというふうに考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します、3番について説明いたします。この案件は、基盤法利用権設定からの継続です。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、何ら問題ありません。

《和田委員》

4番について説明いたします。4番の利用者設定による、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

5番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇が借り受け、みかん学校の実習農地として耕作するということです。話がまとまりました。問題ありません。

《氏原委員》

6番について説明いたします。利用権設定をする◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは高齢ではありますが、元気で熱心に農業に取り組んでおられますので、問題ありません。

《佐々木委員》

7番について説明いたします。ちょうど、スプリンクラーが、お2人のここに、◇◇◇◇、◇◇◇◇さんの園地を同時にカバーしているということで、話がまとまりました。設定を受ける◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいるので、問題ありません。以上です。

《森崎委員》

8番について説明いたします。貸し手の◇◇◇◇さんは高齢でありまして、◇◇◇◇さんに土地を貸す、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんはしばらく大阪府警におったんですけれども何年か前に帰ってきました、農地を借りまして、いろいろ頑張って熱心にやっておる方なので、問題ありません。

9番について説明いたします。これも、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまっております。◇◇◇◇さんも近年帰って来て、お父さんの元で規模拡大を図って頑張っております。何ら問題もございません。

10番ですけれども、これも、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまりました。これも、何ら問題ございません。

11番でありますけれども、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇が耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは、近年移住して来て、頑張っております。耕作しておる園地も綺麗に管理されておりますし、何ら問題ございません。

《薬師寺委員》

12番について説明いたします。この案件は、基盤法からの継続です。この農地を今から作られる◇◇◇◇さんは、以前はお父様の名前で基盤法は契約しておりましたので、年齢が68歳になっていますが、実際は◇◇◇◇さんは33歳です。私達の地域の若手のナンバーワンぐらいで一生懸命やっている方です。お父様と一緒にみかん作りを一生懸命やられていますので、何の問題もありません。

《井上惣一委員》

13番について説明いたします。利用権設定をする◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは元技術員でもありますし、問題はないと思います。以上です。

《谷本委員》

14番について説明を行います。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇君が作るそうです。◇◇◇◇君、熱心に農業されておりますので、何も問題はないと思われます。以上です。

《加賀山委員》

15番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇君は親子関係にあたります。補助事業申請のために、この園地で一筆、期間が短いのがあったらしいので、それならばということで一括で使用貸借権の設定をするようになったようです。◇◇◇◇さんは熱心に農業されており、何ら問題はありません。

《船田委員》

16番について説明します。これは、◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。今回、また新たに追加して経営拡大して、隣で耕作されているので、また、隣の土地を借りてする、ということです。農業に取り組んで、真面目でありますので、何ら問題ないと思います。

《竹葉委員》

17番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは高齢ですが、体力、健康面も今のところ支障なく、元気に農業をされています。また、後継者もいらっしゃるとのことで、長期の設定になっていますが、問題ないと思います。以上です。

《堀田委員》

18番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、という話がまとまりました。◇◇◇◇さんは真面目に農業されてますので、問題は、ありません。

《上甲委員》

19番について説明します。◇◇◇◇君は新規就農でございます。先月まで1年間、吉田のみかん学校でみかん栽培の研修をしておりました。この園地も、研修で使っていた園地だそうでございます。本人、至って真面目な人なので、問題ないと思います。

《高木委員》

20番、21番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、身内の関係で佐賀県の方へ行かれておりました耕作できないということで、昔から知り合いの◇◇◇◇さんに頼んで、田んぼを作ってもらおうということになっております。別に問題ないと思います。

21番、◇◇◇◇さんは、もうお年で跡継ぎもいないということで、誰かやってくれないかなと言ったら、◇◇◇◇君がやるということで、◇◇◇◇君は他にも何人かの分の田んぼを預かって、熱心に農業に取り組んでおられますので、何も問題はないと思われまます。

《河野秀雄委員》

失礼します。先ほど、事務局の方から22番について説明があったと思うんですけど。◇◇◇◇さんの所有してた耕作者が亡くなって、後その土地を◇◇◇◇さんが耕作しようということが決まって、耕作者の変更の案件となります。◇◇◇◇君は熱心に農業に励んでいて、元々技術員をしておりました、結構広範囲に耕作地を広げて、規模拡大もやっておりますので、なんら問題ないと思われまます。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、西村委員、渡邊鉄雄委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第3号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地

利用集積等促進計画（案）について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

《 会 長 》

はい、挙手全委員であります。よって議案第3号は原案の通り承認することと決定いたします。西村委員、渡邊鉄雄委員の入室を認めます。

以上で令和7年4月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
